(令和4年6月現在)

- *転入届は、原則、**新しい住所地に住み始めた日から 1 4 日以内に、**新しい住所地の市区町村役所(場)で手続きをしてください。(正当な理由がなく届出をしないときは、過料等に処せられることがありますのでご注意ください。)
- *転出届出日より未来の日付で転出(予定)の届出をした方で、ご都合により転出を取りやめたときは、必ず転出証明書、印鑑(認印)、身分確認のできるもの(運転免許証等)を持参のうえ、愛川町で「転出取消」の手続きをしてください。
- *転出届出日より未来の日付で転出(予定)の届出をした方で、転出証明書に記載してある新住所地や異動予定日が都合により 変更となった場合でも、その証明書で転入届をしてください。

(新しい住所地の市区町村役所(場)に正しいものをお伝えください。)

- 転入届には 1 転出証明書(個人番号カードを利用した転入届(特例)の場合は不要)
 - 2 個人番号カード、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
 - 3 身分の証明ができるもの(運転免許証、パスポート、保険証等)
 - 4 必要な場合は印鑑(認印)
 - 5 外国人の方は、転入される方全員の在留カードまたは特別永住者証明書等 をお持ちください。

次に該当される方は、その手続きをしてください。詳しくは、担当課にお問い合わせください。

愛川町役場 (046)285-2111(代)					
主な手続きの対象者	愛川町での手続き	担当課	新住所地での手続き		
1 印鑑登録をしている方	<u>印鑑登録証を</u> お返しください。 転出(予定)年月日をもって登録が 自動的になくなります。	1階 住民課 285-6936	市区町村により制度が異なるため、新たな手 続きについては、お問い合わせください。		
2 個人番号カードまたは 住民基本台帳カード をお持ちの方	個人番号カードまたは住民基本台帳カードの継続利用を希望されない方は、カードをお返し下さい。 (原則、転入地の市町村でも継続して利用することが可能です) ※ただし、住民基本台帳カードの電子証明の継続利用はできません (個人番号カードについては、署名用電子証明書の再発行を受けることができます)。		個人番号カードまたは住民基本台帳カードを 持参のうえ、継続利用する旨をお伝えくださ い。その際に <u>数字4桁の暗証番号の入力</u> が必 要です。 お持ちのカードの追記欄に余白が無いなど、 再交付申請が必要な場合があります(住民基 本台帳カードの再交付申請はできません)。 また、転入してから14日以内に手続きでき ない等、継続利用できない場合がありますの で、転入地の市町村にお問い合わせください。		
3 原動機付自転車、 小型特殊自動車、 ミニカー を所有している方	標識(ナンバープレート)を返納してください。 ※裏面「税務関係のお知らせ」欄を ご覧ください。	1階 税務課 285-6915	転入先の市町村で標識の交付手続きをしてください。 手続きについては、転入先にお問い合わせください。		
4 国民年金に加入 している方			持参するもの・・年金手帳、印鑑		
5 国民健康保険に 加入している方	国民健康保険証をお返しください。 加入者の一部が転出する時はその 方のみ脱退します。 転出(予定)年月日の翌日をもって 資格がなくなります。	1階 国 保	加入手続きをしてください。 特定健康診査の受診を希望される方(未受診 の方に限る)は、転入先にお問い合わせくだ さい。		
6 後期高齢者医療 被保険者証を お持ちの方	被保険者証をお返しください。 県外へ転出の場合は負担区分証明 書の交付を受けてください。	年金課 285-6931	加入手続きをしてください。 後期高齢者健康診査の受診を希望される方 (未受診の方に限る)は、転入先にお問い合 わせください。 持参するもの・・認印、負担区分証明書 (県外へ転出の場合)		
7 児童手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当 を受けている方	児童手当消滅届や転出届等を提出 して下さい。	1 階 子育て	新たな手続きについては、転入先にお問い合わせください。 転出予定日から15日以内に手続きをしてください。		
8 小児医療証 ひとり親家庭等医療証 をお持ちの方	医療証を必ずお返しください。 子育て支援課へ消滅(喪失)届を提出してください。	支援課 285-6932	市区町村により制度が異なるため、新たな手続きについては、転入先にお問い合わせください。		
9 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療受給者証 をお持ちの方	在宅障害者福祉手当の廃止等、 諸手続きを行ってください。	1 階 福 祉 支援課	市区町村により制度が異なるため、新たな手 続きについては、お問い合わせください。		
10 @医療証をお持ちの方	医療証を必ずお返しください。 福祉支援課へ消滅(喪失)届を提出 してください。	285-6928			

(裏面もお読みください)

主な手続きの対象者	愛川町での手続き	担当課	新住所地での手続き
11 介護保険被保険者証、 介護保険負担割合証、 負担限度額認定証を お持ちの方	被保険者証等をお返しください。 ※介護認定を受けている方は、 高齢介護課で受給資格証明書の 交付を受けてください。	1階 高 齢 介護課 285-6938	受給資格証明書を介護保険の担当課に提出し、介護認定の継続手続きをしてください。 ※転入した日から14日以内に提出しないと介護認定が継続されず、新たに介護認定申請をしなければなりません。
12 妊娠中(妊婦健診費用 補助券をお持ち)の方		健康プラザ 健 康 推進課 285-6970	新たに手続きをしてください。 市区町村により助成額は異なります。
13 公立小中学校の 児童・生徒のいる方	通学していた小・中学校から在学証明書及び教科用図書給与証明書の交付を受けてください。 ※転出後も事情により、通学していた学校に引き続き就学したい場合は教育総務課にお問い合わせください。	3階 教育 総務課 285-6957	通学していた小・中学校より交付を受けた在 学証明書、教科用図書給与証明書を持参のう え、新住所地の教育委員会で手続きをしてく ださい。
14 町営水道 公共下水道の使用者	1階水道事業所(285-6965)にて町営 水道使用中止手続きを行ってください。 ※県営水道をご使用の場合は、神奈川県企業庁 厚木水道営業所代046-224-1111 にお問い合 わせください。		新たに使用開始手続きをしてください。
15 犬と共に転出する方	愛川町での手続きはありません。	4階 環境課 285-6947	転出先の市町村区で、登録の変更手続きをしてください。

※国外へ転出した方が、帰国して国内の市区町村に転入届をするときは、日本人の方は、①パスポート(入国スタンプが押されていない場合は、帰国した日がわかる航空券の半券等をお持ちください。)②戸籍謄本、③戸籍の附票が必要になります。ただし、本籍地に転入する場合には②、③の添付は必要ありません。外国人の方は、①在留カードまたは特別永住者証明書等、②再入国の場合は、入国日が確認できるパスポートをお持ちください。

※住所の変更に伴い、本籍も変更したい場合は、「転籍届(現在の戸籍全部事項証明(戸籍謄本) 1 通添付)」を提出する必要があります。

税務関係のお知らせ

	納 税 すでに納税の通知がされている税金は、転出されても愛川町に納付していただくこととな す。お納め忘れのないようにご注意ください。			
固定資産税		毎年、1月1日現在、町内に資産を所有している方に課税されます。転出後も町内に資産を所有している方で次の①、②の両方に該当する方は、資産税班までご連絡をお願いします。 ① 転出による住所変更後、さらに住所を変更した。 ② 法務局での住所変更登記が、まだ完了していない。 電話:285-6916		
町民税・県民税の申告		その年の1月1日現在に、愛川町内に住所がある方は、毎年3月15日までに前年中の収入に関する申告をしなければなりません。※収入の有無にかかわらず、必ず申告してください。ただし、所得税の確定申告をされた方や勤務先で年末調整した方は、町民税・県民税の申告は不要です。電話:285-6915		
軽自動車税(種別割)		毎年、4月1日現在、愛川町内で原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車などを所有している方に課税されます。 電話:285-6915		
軽	原動機付自転車 (125cc 以下) 小型特殊自動車 ミニカー	愛川町役場1階税務課で標識の返納手続きをしてください。 持参するもの・・・標識交付証明書、届出者の身分証明書、愛川町の標識 電話:285-6915		
軽自車等の手続き	二輪の小型自動車 (250cc 超) 二輪の軽自動車 (125cc 超~ 250cc)	車両の住所変更の手続きをしてください。手続き方法は下記にお問い合わせください。 手続き場所:関東運輸局神奈川運輸支局相模自動車検査登録事務所(愛川町中津7181) 電話:050-5540-2037		
	軽三輪自動車 軽四輪自動車	車両の住所変更の手続きをしてください。手続き方法は下記にお問い合わせください。 手続き場所:軽自動車検査協会神奈川事務所相模支所(愛川町中津4071-5) 電話:050-3816-3120		